

山口家庭裁判所委員会議事録概要

第1 日時 平成27年9月7日(月)午後3時

第2 場所 山口家庭裁判所大会議室

第3 出席者

(委員・50音順)

岩崎康子委員, 酒井博史委員, 澤村有利生委員, 寺田徹郎委員, 中田克之委員, 林田宗一委員(委員長), 山口正之委員, 山田貴之委員

[オブザーバー]

森本事務局長, 山口首席家庭裁判所調査官, 加藤首席書記官

第4 議題等

1 委員長挨拶

2 プレゼンテーション「家事調停委員に対する研修について」(中田主任書記官, 加藤主任家庭裁判所調査官)

3 意見交換

テーマ「家事調停委員に対する研修について」に関する意見交換を行った。

【意見交換の概要】

[◎:委員長 ○:委員(委員長を除く。) ●:オブザーバー △:説明者]

◎ 意見交換事項として, まず「家事調停委員に求められる資質と役割」に関し, ①委員の方が調停に携わるとしたら, どのような調停, 調停委員が望ましいと思うか, ②近時の社会情勢や国民の意識の変化に対応して, 家事調停委員が身に付けておくことが望ましい知識等はあるか, この2点について意見交換を行いたいと考えている。また, 「家事調停委員に対する効果的な研修の在り方」に関し, ③委員の方が体験された研修で, 効果的な研修の手法やカリキュラムがあったかどうか, あった場合にはどのような内容だったのかについて御紹介いただきたいと考えている。

○ どういった調停委員が望ましいかという点については, まず法律的な知識は, 当然ある程度のレベルに至っていなければ困る。私が代理人としては付いておらず, 調停の合

間に当事者の方が事務所に来て相談しながら進めていた遺産分割事件について、私が遺産の評価の基準時を分割時だと助言を行ったにもかかわらず、調停委員は相続時だと執拗に述べ、評価の基準時の問題だけで期日が2回程度行われることがあった。遺産分割における評価の基準時等といった基本的な部分は、ある程度共通認識を持って進められるようにしていただきたい。

次に、調停の進め方について、離婚と婚姻費用分担の調停を一緒にやっているケースで、婚姻費用分担の調停を先にやらしてもらわなければ生活が立ちゆかなくて困ると訴えたにもかかわらず、婚姻費用の支払を離婚の交渉材料のように使い、離婚と婚姻費用の調停を同時に進めたがる調停委員がいたりする。進め方の段取り、つまり婚姻費用を先にやるという順番を守ってもらえるような調停委員でなければ困る。

最後に、調停委員の中には解決しようとする熱意が強すぎる方がおられ、当事者が不成立にしてくれと訴えているのに不成立にしてくれないということがある。特に代理人が付いている場合は、今後の見通しを立てて不成立を訴えているので、当事者本人が不成立を訴えている場合とはニュアンスが違うということを理解していただき、成立させなければならないという考えに固執しないようにしてほしい。

○ 調停委員に求められる資質について、公正さを心がけていること、豊富な社会常識と広い視野を有し柔軟な思考力と的確な判断力を有すること、人間関係を調整できる素養があること、誠実で協調性を有し奉仕的精神に富んでいることなどの説明を受けたが、調停委員として選任される前にそういった資質をどのようにして判断しているのか。どのような方が調停委員として必要かという点、当事者の話をまず受け入れて、その上で調整できるような人間関係の調整力と協調性が大切だと思う。婚姻費用の支払と引き替えに離婚を求めるとか、一方的に自分の考えで進めていくのではなく、当事者本人の意向を聞いた上で、気持ちをほぐしながら調整していけるような能力が必要ではないかと思う。

△ 新任調停委員を任命する前には、裁判所で裁判官も含めて面接を行い、話をさせていただいた上で調停委員としての資質を有しているかどうかを判断している。

- ◎ 面接にあたっては、履歴書等を提出していただいているが、それを見ればこれまで人間関係調整に関する職務に携わってきたか、どういう知識を得てきたかなどが分かるので、そういったものも参考にしている。
- 裁判所に対し、当事者から調停委員に対する苦情が寄せられることもあると思うが、その場合、調停委員個人に対するフィードバックは行われているのか。
- 調停は、基本的に調停委員会で行っているのですが、その中で裁判官に伝えることはある。また、実際にどのようなやり取りがあったのかにもよるが、調停委員本人に対し、当事者からこのような苦情があったので今後は気を付けてくださいということを伝えることもある。内容によっては、正式に指導するといったこともあり得る。
- 一般的に多い当事者からのクレームを例示して、任命時の研修における講義や意見交換の中で話をしている。例えば、男女の性役割を固定的にとらえるような発言はやめましょうとか、前回の調停のことがあまり頭に入っておらず、ちぐはぐな事をするので、当事者は自分が大切にされていないという思いを持つので、調停に入る前に確認をしてから調停に臨みましょうといった話はしているので、適宜フィードバックはされていると御理解いただきたい。
- 調停委員は、それなりの社会的知識や経験等をお持ちの方々だと思うが、調停委員同士の波長が合うかどうかもあるので、調停をまとめていくときに毎回違う男女の調停委員がどうやって協調態勢を取って話をまとめているのかを伺いたい。
- 個々のペアの波長があうかどうかというのは、いろいろあるかもしれないが、普段から調停の場に限らず、勉強会や調停委員の控室でコミュニケーションを取っているため、お互いの人となりは知っているだろうし、個別の事件の進め方については、事前に調停委員同士で話し合い、それに裁判官が加わったりしながら、お互いに意見交換を行い、適宜役割分担をしながら行っている。
- ◎ 以前、調停で待合室にいる当事者を呼びに行くのが女性の調停委員ばかりだったことを当事者に指摘されたことがあった。男女の格差・役割分担を厳しく見ている当事者もいるので、調停委員に説明して平等に呼びに行くようにしたことはある。

- 十数年前、家裁で司法修習を受けたときの調停委員のイメージは、現役をリタイヤされた方など高齢の方が多かったように思った。調停委員は、40歳以上となっているが、現在の年齢構成はどのようになっているのか。
- △ 現在、山口県内には202人の調停委員がいるが、40歳代が8人、50歳代が48人、60歳代が134人、70歳代が12人となっている。
- 調停委員に60歳代の方が多ければ、遺産分割のように50歳代・60歳代の当事者の方が調停で話をするのならば同年代ということで問題はないと考えるが、家事問題で若い夫婦が当事者だとすると、お年を召した調停委員に言われると効果的な場合もあるかもしれないが、考え方が古い、堅いなど、ニーズに合わない場合もあるのではないかと。その点の対応はどうか。
- ◎ 調停には時間が必要であり、当事者が都合の良い時に出てこられる態勢を取る必要があるため、退職した年代の人が多くなるといった面はある。
- 当事者からのクレームを見ると、旧時代的で古くて固定観念を押しつけられて困ったというような苦情は、あまり聞かない。調停委員は、実年齢を重ねていても感性が若い方が非常に多く、若い20歳代の夫婦の離婚の事件を50歳代・60歳代の調停委員が担当した場合でも、話がちぐはぐになるということはない。たしかに、40歳代・50歳代の方に調停委員になっていただくことは、非常に大きな課題と考えている。そのような年代の方に調停委員になっていただくためのアイデアがあればお聞かせいただきたい。
- 研修から少し離れるが、利用しやすい調停とか家庭裁判所ということになると制度自体を大きく変えないと難しい。例えば、仕事をしている人でも参加しやすいように週一回、午後6時から午後8時半まで調停を行うとか、裁判員だと仕事を休んでも良いことが社会の常識となってきたが、調停委員を現役世代の中からピックアップしてきて選んだ場合、仕事が休みづらいといった事情が出てくるため、裁判員と同じようには難しいかもしれないが、任期付きで調停委員をやることになれば、期日が入ったときには仕事が休めるようなルール作りをしていくといった形で、現役世代が参加しやすい制度

設計としていくことが今後の大きな課題だと思われる。

- 以前調停を経験したことがあるが、調停委員が古くさいと思うことはあった。しかし、そういう立場の人が言われている意見として受け止めていたし、自分の価値観を押しつけてくる人ではなかったのだから、それはそれでよかったと思っている。年齢層におけるギャップは確実にあると思う。それを家裁に苦情として申し立てるような勇気のある人は少なく、今の時代はネット等で広がっていくのかなと思う。

どんな調停委員が望ましいかという点について、調停では信頼関係を作る事が大切なので、社会福祉士等、相談業務を主たる専門として行っている方で、信頼関係を作り出すことがきちんとできる方であれば大丈夫であり、年齢はあまり関係ないと思っている。

- 一概に年齢だけで線を引くのではなく、若い人の考えを受け入れる気持ちを持って、きちんと話が聞ける人に調停委員になってもらいたい。男女の役割分担意識について県が調査しているデータを見ると、最近では全体的なデータでは賛成する人よりも反対する人の方が増えているが、65歳以上の年代では、役割分担意識を持った方がいいという人が依然として多いので、そういう年代の人については、若い人の考えを聞いて受け入れることができる柔軟な気持ちを持つことが必要だと考える。また、自分の価値観で、自分が良かれと思っている方向に持って行かれる人は危険だと思うので、そこをニュートラルに考えられる人がふさわしいと思う。

- 調停委員の研修等では、「調停は当事者本人に解決していただくのが大切である」ということを説明している。調停委員が解決案を示して押し付けるのではなく、当事者の話を聞いて、当事者本人に良い解決案を出してもらえるよう手助けをする方向で調停を進めるのがあるべき姿であると考えている。残念ながら若い調停委員を確保するのは難しいところなので、年齢が高くても若い人の話を謙虚に受け止めた上で、その人にとって良い解決を考えてもらうという調停を目指している。

- ◎ 家事事件手続法が制定されて、当事者の自主的な解決を図るという方向で考えるということになっているので、そのための情報を提供するというスタンスで行っている。

- 近時の社会情勢及び国民意識の変化について、何が大きいかといえばスピード感の違

いだと思う。社会のスピード感はかなり上がってきている中で、月一回の開廷ペースもケースによっては柔軟に運用できるのではないかと考える。また、調停委員が身につけていることが望ましい知識等という点にも関連するが、離婚調停の中で慰謝料が問題になっているケースにおいて、証拠を添付して申立てをしているにもかかわらず、調停委員は調停手続の中で慰謝料の原因となる不法行為、例えば、家庭内暴力の事実の有無等を認定することについては非常に消極的であると感じている。本来ならば、調停によりワンストップでスピード感を持って解決したいが、それができないということになってしまう。裁判官も調停委員会の構成員となっているのであるから、これだけ証拠が揃っているのなら訴訟をやっても慰謝料を認められるケースなので慰謝料を幾らにして調停をまとめてはどうかと提案するなど、実際はなされているのかもしれないが、ワンストップで調停により解決できるような方向になってほしいと考えている。また、事実認定の知識等はなくとも、裁判官と連携して法的判断についてある程度は調停の段階で解決できるような形が望ましいと考える。

- ◎ それぞれの御経験の中で調停委員の研修に役立つようなカリキュラムや研修の手法があったかどうかについて御意見を伺いたい。
- 検察庁あるいは司法修習生の実地研修で模擬弁解録取というのを行う。これは検察官が当事者役となり、司法修習生や新任検察官に検察官役をさせ、寸劇で行うものである。周囲で見ているとやりにくいので、そのやり取りをビデオで撮影して、そのビデオの内容を品評するという方法が一番身に付いて良いのではないかと思う。嫌がる方もいるかもしれないが、これくらいやった方が緊張感もあり、効果的ではないかと考える。また、検察庁では年度ごとに経験に応じた研修が中央等で開催されているが、その研修では、裁判官から見た検察、弁護士から見た検察、被害者から見た検察、元受刑者から見た検察というカリキュラムが実際にある。つまり、それぞれの立場から検察をどのように見ているかという話がなされることになる。このように裁判所の研修でも外部の方が調停委員をどのように見ているのかを直接聞かせるようなカリキュラムがあってもよいのではないかと考える。

- 研修の内容について、情報管理の重要性を入れていただきたいと考える。DV事案で居場所を隠しているのに、うっかりそれを漏らしてしまって、その方が被害にあったり、殺されてしまったりというような事件をニュース等で見聞きすることがあるが、調停委員についてもうっかり紙を置いていたことによって相手の住所が分かってしまうとか、秘匿していたのに分かってしまうといった危険性があると思われるので、DV事件の恐ろしさと併せ、情報管理の大切さを研修で取り上げてもらいたいと考える。
- 相談業務等を行っていく上で、最初のアセスメントという部分が非常に重要であり、その部分のやり方でどれほど上手く情報が取れるか、その後の展開が変わってくるので、アセスメントの部分に力を入れた研修を行うと良いのではないかと思う。

4 次回テーマ

次回のテーマとして、「後見監督の在り方について」を取り上げることが了承された。

5 次回期日

平成28年2月18日（木）午後3時（第一候補）

平成28年3月1日（火）午後3時（第二候補）

6 委員長挨拶

以上